

政令第百五十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省
関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係
規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。